

地域金融機関の職員様向け

NEWS LETTER

2011.4. Vol.14

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 ほこだて法務事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『創業50年の中小製造業の事業承継案件①』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『非上場株式に係る相続税の納税猶予の特例を受けるには?』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



身近な法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中！
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、ほこだてです。

東日本大震災発生から1ヶ月が経過しました。

この1ヶ月間は、多くの人々が、「今できることは何か？」という命題を考え続けた1ヶ月であったと思います。と同時に、「職業人としてできることは何か？」と考えたとき、改めて自分の携わっている「仕事の意義」について、問い直された方も多いのではないのでしょうか。

私個人の考えとしては、やはり職業人としての自分の役割は、自分の仕事を通じて、お客様の経営・財産問題の解決をサポートするということ。

これからも、法律手続の助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いをして行きたいと思います。

<サポート事例>

『創業50年の中小製造業の事業承継案件①』

今回のサポート事例は、創業50年の中小製造業の事業承継案件です。

取引先の信用金庫様にご案内されて、S社の代表取締役会長（90歳代）とお会いしたのは昨年のものでした。同社の目下の悩みは、高評価になっている自社株式の承継。長年こつこつと一生懸命仕事をしてきたところ、内部留保金が積みあがり、結果として自社株式の評価がとても高くなってしまったとのこと。会長が保有する自社株式の割合は約70%。もう何年も前から顧問経営士に自社株式の承継対策について相談しているが、何の提案も出てこない。しびれを切らしてメインバンクの信用金庫に専門家を紹介してほしいと相談

したとのことでした。

一般的に、自社株式の承継対策を考えるときは、①経営権の承継（後継者への議決権の集中）と、②財産権の承継（株式の評価引き下げなど）について検討します。加えて本件では、会長の個人資産が多額であったため、全体としての個人の相続税対策も必要であると判断。そこでまずパートナーの税理士と連携して、「相続税の試算」と「事業承継対策の骨子」について提案させていただくことになりました。

『対策のメインは事業承継税制の活用』

当事務所の担当業務は、一つは、相続税試算のための基礎資料の調査・取得業務。個人・法人の確定

＜サポート事例＞

申告書、会社・不動産の謄本、土地・家屋名寄帳などの整備です。二つ目としては、自社株式の承継対策のうち、②財産権の承継でメインの対策となる「事業承継税制」の活用を検討することでした。事業承継税制とは、平成21年4月に始まった非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度で、この制度を適用することができれば、後継者が相続で取得した株式のうち発行済み株式総数の3分の2までは、課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されるというものです。条件として、納税猶予を受けた後の5年間は事業継続要件を満たすことなどが必要ですが、机上の計算では約2000万円の相続税軽減のメリットがありました。他の要件も精査したところ、同社はこの制度を適用する条件が揃っていました。

そして今年の2月上旬、後継社長と経営幹部、信用金庫の担当課長を交えて、事業承継対策のプレゼンを行いました。パートナー税理士の試算によると、対策を何もしない場合の相続税額は約4000万円。今後の対策としては、メインの事業承継税制の活用、その他にも代表取締役会長の代表権返上（役員変更）と役員報酬の支払停止、未払配当金の精算、会長・法人間の賃貸借契約の見直し、自社株式の生前贈与、評価引き下げ可能な資産への組み替えなどを提案させていただきました。

後継社長から「すぐに対策を進めてほしい」との依頼があり、継続的な事業承継計画の立案と各種手続の実行をパートナー税理士と共にお手伝いさせていただくことになりました。（次号につづく）

＜相談業務引き出しメモ＞

『非上場株式に係る相続税の納税猶予の特例を受けるには？』

今回のサポート事例に登場した「事業承継税制」。非上場株式に係る相続税の納税猶予の特例を受ける場合の手続の流れは、以下の通りです。

1. 相続開始前に経済産業大臣の確認を受ける
後継者が特定されていることや計画的な事業承継に係る取り組みを行っていることについて「経済産業大臣の確認」を受けることが必要。
2. 相続開始後、経済産業大臣の認定を受ける
会社の要件、後継者（相続人等）の要件、先代経営者（被相続人）の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」を受けることが必要。

3. 認定取得後、相続税の申告をする
4. 相続税の申告期限から5年間、事業を継続する
 - ① 認定を受けた会社の代表者であること。
 - ② 雇用（従業員数）の8割以上を維持すること。
 - ③ 相続した対象株式を保有していること等。
 - ④ 事業継続期間中は毎年1回、経済産業局に対して所定の報告が必要。また、税務署に対しても「継続報告書」を提出すること。
5. 事業継続期間経過後の取り扱い
納税猶予の対象株式を継続保有していれば、納税猶予は継続されます。また、当該経営者（後継者）が死亡した時など一定の場合は、猶予されている相続税の全部又は一部の納付が免除されます。

＜編集後記＞

先日、地元で「かみいぐさ坂市」という小さな地域マーケットが開催されました。主催はプライベートで私が参加している「まちづくり上井草」。初開催ながら、老若男女、多くの地域住民の方々が集まり盛況に催すことができました。出店料の全額と売上の一部として集まったお金は計37,398円。このお金は、日本NPOセンターを通じて、「東日本大震災現地NPO応援基金」に寄付されました。

行政書士 ほこだて法務事務所は、法律手続の助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 外国人のお客様（入管手続）

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に
ご連絡ください

ご相談承ります。地域密着の身近な法律手続アドバイザー

行政書士 ほこだて法務事務所

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

相談業務に役立つ小冊子
『間違いない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』
無料請求受付中

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

☞ ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> ほこだて法務事務所 検索